

令和元年10月2日

亀井委員

神奈川県や、私の地元の横須賀市で観光客がふえて、観光によって地域が潤うことは喜ばしいことです。このたび私の地元の県立観音崎公園に観光目的、教養目的であるものが設置されたと聞いたのです。9月23日に設置をされたいのですが、お恥ずかしい話、9月24日の新聞で私は知った次第で、きょうは県の皆さん方にいろいろ基礎中の基礎から教えていただければと思って、その質問になるかと思いますが、今回の教養施設の概要や概略を教えてくださいませんか。

都市公園課長

今回、観音崎公園の中に観音像が設置された関係だと存じます。観音像の設置に当たりまして、まず全体は都市公園法の都市公園施設ですが、都市公園の場合、通常は我々が公園の施設を行政としてつくりますが、それ以外にも第三者が公園の中に公園施設を設置し、場合によっては管理できることが都市公園法の法律でして、今回、民間団体の方から観音崎公園の名前の由来にもなっている観音像を改めて設置したいとお話がありまして、先ほど申し上げました都市公園法上の設置管理許可の制度に基づいて可能かどうかを確認し、設置管理許可をしたところです。

亀井委員

観音像を県立の観音崎公園に設置したことは都市公園法上の設置管理許可とのことですが、許可権限を与えたのは誰またはどこですか。

都市公園課長

許可権限は、設置管理許可については出先の土木事務所等が担っていきまして、今回だと横須賀土木事務所長が設置管理許可をしたものです。

亀井委員

横須賀土木事務所の所長とのことですが、これは事務所長までの情報なのですか。それともどこまでの情報だったのですか。

都市公園課長

今申し上げました事務所長の権限は、都市公園法の設置管理許可の内容によっては、例えばレアケースや、さまざまな解釈の確認が必要なものについては、当然本庁の所管課である私ども都市公園課に相談があるものでして、今回の件についても都市公園課に事前に確認、相談等あった中で承知していた事項です。

亀井委員

設置許可を与えたことは、法律上ののりによって進められたとのことですが、設置許可までどういうプロセスを踏んだのかと疑問に思う方がいらっしゃるようなのです。例えばいつどういう方々が申請してきたのか、その申請に基づいて、多分県の内部で審議をされたと思うのですが、どこの部署でどのぐらいの時間をかけて審議を行ったのですか。

都市公園課長

正確な日時等は恐縮ですが存じ上げていませんが、昨年度から設置できない

かとの相談が民間団体からありました。先ほど都市公園法の設置管理許可について、委員から教養施設とお言葉もいただきましたが、都市公園法の公園施設のうち、例えばトイレの便益施設などいろいろなカテゴリーがありますが、その中で今回観音像が教養施設の中でも、特に記念碑が、施行令5条の類型にある、記念碑その他これらに類するものに該当すると判断したところです。

約1年近くかけて吟味しまして、吟味の過程の中では、教養施設の記念碑に該当するかで、記念碑その他これらに類するものの解釈として今回は観音像を設置した行基の業績が広く顕彰されるべきものか、その公園の沿革に資するものであるか、顕著なゆかりを持っていて、最終的に歴史のエピソードの紹介に資するか、大きくはそのような点から確認して設置管理許可をしたところです。

亀井委員

設置されたものは観音像だったが、大もとの方は僧侶の行基という方だったとのことです。そうすると宗教的との見方があるし、観音崎公園は私もよく知っているのですが、東京や埼玉、千葉など県外からの方も来るのです。そうすると県民はもちろん、いろいろな考えを持っている国民がいることは容易に想定できると思います。神奈川県としては、県民の考え方をどのように収集して、どのように整理したのか確認させてください。

都市公園課長

先ほど判断に当たっての考え方を幾つかお示しさせていただいたところですが、まず、例えば広く顕彰されるべき人物かどうかとの点では、行基の功績については、国土交通省の白書の中にコラムとして、もともと土木事業に尽力された方とのお話があります。また、横須賀市が編集、発行している市史やふるさと歴史という読み物など公の機関が発行しているものは、広くある程度国民、県民等に行政として発信しているもので、行基の功績やゆかりを確認させていただき、判断をしたところです。

もう一点、いろいろな方が現場に来るとの委員のお話だったと思いますが、功績やゆかりがあった歴史のエピソードだという物事については、現地の看板をしっかりと設置しまして、観光等に対しても歴史のエピソードであることを周知できるようにさせていただいたところです。

亀井委員

重複した質問になってしまっていて申し訳ないのですが、国が発行する白書や、横須賀市の発行する読み物があり、よりどころがあることはよくわかるのですが、私がお聞きしたいのは県民の考え方を集約することが大事ではないかと思うのですが、それについてはどうですか。

都市公園課長

通常、公園の中に設置管理許可施設をつくる場合、事前にその有無について何か確認等をとることについては、私の記憶の中で大変恐縮ですが、余り行った事例はないと思っています。今回の申請者に対して、都市公園法上、適正な審査、設置管理許可の申請をしていただいで確認をさせていただいたと、今後、広く県民の方から問い合わせがあれば、真摯に対応させていただきたいと考えています。

亀井委員

県の考え方をきょうは聞いているのであって、別に私は他意を持って質問しているわけではないのですが、この観音像は聞くところによると明治時代の1880年に実は別の場所に移設されて、ずっと別の場所にあって、それが33年前に焼失したとのこと。そうすると、33年前に焼失した場所に復元してもよかつたのではないかと思うのです。だから33年前にはそこにあつたし、それ以上、100年前からその場に置かれていたとの事実があつたのです。今回、観音崎公園の中を選んだことに関してはどのような理由からか。

都市公園課長

まず、観音像は観音崎公園の名前の由来でもあつたとのことで、公園の歴史のエピソードの紹介、もって公園自体の観光や、利用増進の何らかの一端を担うところがありますので、申請に対して設置管理許可をしました。

もともとあつた行基の歴史のエピソードを公園の中に設置したことについて適正に判断をし、その後、場所を別のお寺に移して焼失した等については、歴史的な読み物があつたことも確認はしているところですが、逆に言うと一定の宗教的な側面はあつて、もしくは公園外については、もともとそこは都市公園法上ではないので、まずは上がってきた申請に対して、公園施設として認められると判断して設置管理許可をしたというところではあります。

亀井委員

今回いろいろ仄聞するところによると、神奈川県としては観光目的で教養目的なのだと話です。もちろんそういう形で手続を踏んでいるのだが、県が観光目的、教養目的ですと言ったら必然的に観光目的や教養目的になるのではなくて、今回の設置に当たって、設置が客観的に観光目的に資するかを調査する、もしくは他の機関との折衝もあつたと思うのですが、重複するような質問で申し訳ないのですが、そこをもう一回確認させていただいてよいですか。

都市公園課長

今回の設置管理許可は、まずは私どもの所管している都市公園法上どうなのかというところではあります。一方、当然それはオール県の立場という側面も視野に入れて仕事をさせていただいていまして、今回で言えば観光行政のセクションにも、観光行政上も意味があると確認をさせていただいた中で、公園施設の教養施設として設置管理許可をさせていただきました。

亀井委員

先ほど横須賀市の事例で横須賀市の文書もあり、観光行政にも打診したとのことでした。いろいろなところに打診していただくのはよいと思うのですが、県土整備局が例えば観光部署や横須賀市に打診をしたとのことですが、特に県から横須賀市に打診することは、いやいやこれはだめですと言いつらいのではないかと思うのです。

何が言いたいかという、第三者委員会を設置して何とかしなさいとの話ではなく、第三者の立場の人に話を聞くべきだったと思うのですが、どのように行ってきたのですか。

都市公園課長

少し繰り返して大変恐縮ですが、申請者が設置管理許可の確認を求め、それ

に対してその権限を有している土木事務所長、そしてそこから相談があった私ども都市公園課が適正に判断をさせていただいたと考えています。

今、委員の御指摘のあった点を今後どのように取り扱うのか、設置管理許可の場合、状況によっては確認等をとる必要性があるかについては、今回、委員から御指摘もいただいたので、今後の課題として承らせていただいたと考えています。

亀井委員

県の立場からすると、ほかのセクションや横須賀市、第三者の立場の方々にも相談しましたと、いろいろ相談することによって自分たちはこれからの答弁や説明のしやすさの担保がとれるようになると思うので、やっていただいたほうがよいと思うのです。その間にいろいろな御意見があって、その中でいろいろな方向修正があるかもしれない。ここにいる方々は皆さん100%しっかりして理論武装している方々でしょうが、次の担当者や、その次の担当者、また次の担当者があったときに、あの建物はよいのかなどと話が出てきたときに、答えられないと困るかと思うのです。そこは絶対に外さずにやっていただいたほうがよいと思いますので、よろしくお願いします。

今回、県立公園という県有財産をお貸ししたような形になっているのか私にはわからないのですが、お聞きしたいのは、今回、この場所への対応としては、例えば無償の使用貸借契約なのか、それとも有償の賃貸借の契約なのか、それとも県有施設に附合して附合物になったので県の財産になったのか、いろいろな考えがあるのですが、今回はどういう対応なのか。

都市公園課長

今回、観音像の所有権は申請者の方のままで、設置管理許可でその投影面積の土地をお貸しして、使用料を年間の規定の相当額でいただき、有償で設置管理許可になっているところです。

亀井委員

そうすると賃貸借ですが、賃貸借契約は結んであるのですか。

都市公園課長

設置管理許可制度の中では、賃貸借契約ではなくて使用料になりますので、それを規定の期間に納めていただくとのことで、申請者から申請書に図面等を添付していますので、その面積に該当する使用料を納入していただきます。

亀井委員

勉強不足で申し訳ないのですが、賃料を取っているとのことですが、幾らなのですか。

都市公園課長

年間で100円です。今回設置されている大きさが約0.9掛ける0.9で0.82平米でありまして、その面積を規定のもともとの土地代等から算出した規定の算出方法によりまして100円を年間で納めていただくというものです。

亀井委員

算出根拠は、その規定にあるのですか。

都市公園課長

都市公園法では、都市公園法の第5条で設置に関する規定があり、設置に関

する子細については第 18 条で、公園条例にて別途定めるとなっています。そして、都市公園法の第 18 条に基づく県の都市公園条例第 24 条の規定の中に、使用料の算定について、算定式等が記載されていて、それに基づいて算出したものです。

亀井委員

全然わからない事例だったので、基本的なところからいろいろ聞いてしまったのですが、神奈川県として持っている施設は県立公園だけではないと思いますが、公共の施設である都市公園での設置に関しては、客観性が大事かと思えますので、そこを外さずにわかりやすい答弁、説明ができるようにこれからも運用していただくことを要望して、質問を終わります。